

タイトル	「京都議定書第 6 条の下でのプロジェクト」 Projects under Article 6 of the Kyoto Protocol (Joint Implementation)
主催	気候変動枠組条約事務局
日時	6 月 18 日(水) 13:00 p.m. - 15:00 p.m.
主要討論者	ロシア・ブルガリア・チェコ・オランダ・デンマーク政府担当官、Gera 氏、Borsting 氏(共に CDM 理事会理事)、Zumkellar 氏 (UNFCCC 事務局) 他
傍聴者	Heister 氏(PCF)、日本・環境コンサルタント、NZ・カーボンブローカ、その他政府・民間関係者 30 名程度
目的	5 月末にモスクワで開催された JI ワークショップ (UNFCCC 主催) の報告とホスト国・投資国の取組状況の紹介
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ JI 始動への準備は着々と進んでおり、事務局としては明日議定書が発行しても対応できる。CDM 理事会からの経験も大いに活用される (UNFCCC 事務局)。 ・ オランダやデンマークは中東欧各国と MOU を結んで、JI を推進している。また Tender (クレジットの買い上げ) も行っている。投資先としてはトラック 1 の方が好ましい。(オランダ・デンマーク政府) ・ ロシアでは、JI の関心が徐々に高まりつつある。議定書への参加も含めてまだ状況は流動的であるが、またワークショップ等を開きたい。民間の認識向上の取組が重要 (ロシア政府・Turinov 氏)。 ・ ブルガリア・チェコでは、すでに EU 各国や PCF との間で多くのプロジェクトを抱えており、今後も拡大していきたい (ブルガリア・チェコ政府)
主要な論点	<p>< MOU ></p> <p>Q : MOU 締結の目的として、 ERU 購入の取決めと 円滑な民間の JI 投資促進とが考えられるがどちらか? (日本・環境コンサルタント)</p> <p>A : ERUPT、CERUPT では を目的としていて、民間のリスクヘッジは想定していない (オランダ政府)。締結される MOU の目的は一樣ではなく、 を目的とすることもある (Gera 氏)。</p> <p>< クレジットの価格 ></p> <p>Q : どの程度の価格に基づいて議論を行っているのか? (FAO)</p> <p>A : 2 ~ 5 ユーロ程度。CDM と JI いずれが効率がよいかは後に検討する予定 (オランダ政府)。ブルガリアの PCF プロジェクトでは、6 ユーロで平均価格の 4.6 よりやや高かった (ブルガリア政府)。デンマークでは 3 ~ 5 ユーロ程度 (デンマーク政府)</p> <p>< EUETS とリンク指令 ></p> <p>Q : EUETS へのリンク指令が導入されるとどのセクターが JI として成立しなくなるのか? (UNIDO)</p> <p>A : 詳細はリンク指令を見ればわかるが、日本・カナダ・NZ に関しては 2012</p>

	<p>年まで JI が可能になるよう、適用除外条項を付け加えた。これに関してはあくまで例外措置。(フランス政府 ETS 担当者)</p> <p><その他></p> <p>Q: クレジットの買い上げをしているデンマーク政府は、オランダのように NZ から ERU を購入することに関心はあるか?</p> <p>A: 現在の所は中東欧からしか想定していない。よいプロジェクトであれば今後検討したい。</p> <p>Q: ロシアが京都議定書に参加した場合、中東欧諸国が JI 投資先として競争力がなくなってしまうのではないかと危惧するがどうか? (ブルガリア政府)</p> <p>A: そんなことはないと思う。特に JI の場合はトラック 1・2 によって投資国へのインセンティブがかなり異なってくる。ブルガリアがトラック 1 であれば、十分に魅力的な投資先として投資国の関心を集め続けることが可能 (オランダ政府)</p>
所感	<ul style="list-style-type: none"> ロシア政府セルゲイ氏については、議定書への批准という言葉は用いないものの、国内における JI についての認識そのものが低いので、まずはそれから解決すべしということを常々強調している。協力相手の模索か? セッションの外で接触した際には、日本にも積極的に協力を求める発言があった。
資料	なし

文責: 加藤 真